

「OBD検査」対象車の備考欄への記載について

令和6年10月からスタートの「OBD検査」対象車の備考欄への記載について審査事務規程が改正され、令和3年10月1日以降の新型車で検査対象車の場合は、検査証備考欄に「(例): OBD 検査対象車、検査開始年月日、令和6年10月1日」と記載されることになりました。

令和3年8月31日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について(第39次改正)

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

~ (省略)

OBD 検査について

OBD 検査に係る対象車等である旨の通知方法について規定します。[5-3-15]

(省略)

2. 関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

(令和3年6月9日国土交通省令第40号)

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

(令和3年6月9日国土交通省告示第521号)

3. 施行日

令和3年8月31日

「審査事務規程」(平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)第 39 次改正 (抜粋)

第 1 章～第 4 章(略)

第 5 章自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1～5-2(略)

5-3 審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

5-3-1～5-3-14(略)

5-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。

また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1.～40.(略)	(略)	(略)
41.令和 3 年 10 月 1 日(輸入自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車(指定を受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和 3 年 9 月 30 日(輸入自動車にあっては令和 4 年 9 月 30 日)以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)	OBD 検査の対象である旨及び OBD 検査が開始となる年月日	OBD 検査対象車 検査開始年月日 令和 6 年 10 月 1 日
42. OBD 検査対象車であって、OBD 検査対象外となった自動車	OBD 検査の対象外である旨	OBD 検査対象外車